

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和2年5月8日（金）午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市議会棟2階予算決算委員会室

### 農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、皆様とは大変お忙しい中、農業委員会総会に多くの方がご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、皆様御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が5月末まで延期をされました。熊本県内におきましては、1週間以上新規感染者が発生しておりませんが、引き続き感染防止を図るためには、お一人お一人の咳エチケットや手洗い、うがいなどの実施がとても有益となります。皆様におかれましても、体調管理に十分ご注意くださいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業利用集積計画等などが主な議題となっております。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様方のご協力、よろしくお願い申し上げ、ご挨拶と

いたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、7番の橋本春利委員と8番の角居登委員を、書記に事務局の織田洋子主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、非農地証明願まで8件でございます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、16件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会の協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されている専業農家で、申請地には水稲及び露地野菜を作付される計画です。

以上、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は畜産業を営まれている専業農家で、申請地には牧草を作付される計画です。

以上、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、2番について地元より報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、メロンを栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、3番について地元より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

4 番 東哲治委員

4 番委員、東です。

4 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはみかんを作付される計画です。

以上 1 件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、4 番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5 番。

9 番 田上泰則委員

9 番委員、田上です。

5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

以上 1 件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、5 番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6 番。

1 4 番 木下三智也委員

1 4 番委員、木下です。

6 番、7 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたしま

す。

6番は、従姉へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、6番、7番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

## 2番 福原幸一委員

2番委員、福原です。

8番と9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、甥へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

9番は、新規就農のための賃貸借権の設定される申請です。借受人はイチゴを栽培される計画で、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、何ら問題がないことを確認しました。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、8番、9番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、タマネギ、ネギを作付されており、許可後はショウガとニンジンを作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、10番について地元委員の報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

11番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はニンニク、ラッキョウ等を作っておられる専業農家で、許可後はアボカドを作られる計画です。

さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、11番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

12番から16番についての地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張のための賃貸借権設定の申請であります。譲受人はイチゴを生産される専門農家で、許可後はイチゴの苗床として利用される予定であります。

13番につきましては、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は水稻、アスパラガスを生産する専門農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

14番につきましても、経営拡張のための所有権移転のための申請であります。譲受人は水稻のほか梅や栗を生産される専門農家で、許可後はサツマイモを作付する予定であります。

15番は、贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、スイカ、ナスを生産する専門農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

16番につきましては、農地所有適格法人による経営拡張のための所有権移転の申請です。当該法人は養豚業を営む法人ですが、地区委員会での聞き取りにより、申請地には許可後、アスパラガスを作付されるということを確認いたしております。

以上5件、さきの地区委員会において検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の規定する不許可要件に該当しないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、12番から16番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請7件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、月極駐車場に転用するための申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内で、住宅等が連担している区域内にある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、住宅街にある申請地に近隣住民用の普通車15台分の月ぎめ駐車場を整備する計画で、転用面積としては適当なものと判断いたしました。資金証明、被害防除等は問題なく、周辺農地への営農条件に支障をおそれるものはないと判断されます。工期は令和2年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

#### 7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地近隣の住宅、団地の人口増加に伴い、駐車スペースが不足することにより、転用面積667㎡に車両28台分の駐車場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され、令和2年7月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。



3番は、漁業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積1,269㎡にノリの養殖に必要な用具を保管するコンテナ2基、ノリ網セット用具の修繕作業スペース、車の旋回スペースとして使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。ただ、申請地には既に砂利敷きがされており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は、許可後速やかに着工され、令和2年8月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

4番、5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、個人住宅及び公衆用道路のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある良好な営農条件を備えている農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積438㎡に個人住宅、木造2階建て1棟及び公

衆用道路への計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、分家住宅として開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、許可後速やかに着工され、令和2年11月20日までを予定されており、許可後は、目的どおり転用されることを確認いたしております。

5番は、敷地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、住宅用地の拡張で、妥当な面積と思われます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただし、許可を得ないで宅地の一部として利用してきたことに対し、始末書の提出があっております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、4番、5番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

## 2番 福原幸一委員

2番委員、福原です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、貸し資材置場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、賃借予定の建築業及びリフォームを営む法人が現在使用中の資材置場が使用できなくなり、その代替地として利便性を図るため、申請地を選定したものであり、申請地をコンクリート製品、足場機材、パネル等の貸資材置場として使用したいとのことで、妥当な面積と判

断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年5月25日から令和2年6月2日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、6番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きましては、7番。

#### 20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

7番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、農家住宅をへの転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、土地の選定に当たっては、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地に住宅1棟を建築するものであり、妥当な面積と思われま。建築費など必要な資金について、残高証明、融資証明により確認済みです。また、周辺農地に対する被害防除対策も取られており、特に影響はないものと判断いたします。工事計画といたしましては、来年2月末までの完了を予定されていることから、許可後は速やかに着手されるものと思われま。

以上、さきの地区委員会におきまして現地にて調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしているものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、7番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、24件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から3番までは関連で、所有権を移転し通路、個人住宅、道路へ転用する申請です。農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にあり、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、住宅用地などの整備、個人住宅1棟を建築及び前面道路を拡張される計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。資金証明、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課より事前審査申出書についての回答書が添付されていることを確認しております。

以上、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、1番から3番まで地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、所有権を移転し、貸資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、譲受人が経営する建築事業所に隣接する申請地に、カワワ、木材、廃材、コンテナ及び車両11台等の資材置場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金証明、被害防除等は問題なく、周辺農地への営農上条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和2年7月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、4番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

#### 4番 東哲治委員

4番委員、東です。

5番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

5番は、親子間で使用貸借権を設定し、選果場及び集荷場へ転用許可申請です。農地区分は、農地区域内にある農地で原則不許可ですが、農地利用計画において指定された用途に供するために行われるものの例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、転用面積500㎡に選果場及び集荷場を建設されるもので、妥当な面積だと思われま。資金計画及び排水計画、隣接農地への被害防除について問題はありませ。また、農業政策課の農業振興地域整備計画の用途区分変更通知が添付されております。工事計画は、令和2年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でござい。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、5番について地元より報告がございましたが、この件については何かございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

#### 9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

6番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番から12番は関連で、発電事業及びその管理運営並びに電気の販売を営む法人が所有権移転及び賃借権設定し、太陽光発電設備設置への転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、総転用面積2,397㎡に、太陽光パネル732枚、発電量230.58kwで、配置図面などにより、転用面積としては適正な面積と判断されました。九電の工事費負担金請求書の写し等の必要な添付書類もそろっております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は、既に一部駐車場として利用されており、今後、このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工期は、許可日から令和2年8月31日までを予定されており、許可後は、目的どおり転用されることを確認いたしております。

13番は、祖父と孫間の使用貸借権設定による共同住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積243㎡に共同住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査申請中とのこと。工事期間は、許可後速やかに着工され、令和2年8月31日までを予定されており、許可後は、目的どおり転用されることを確認しております。

14番は、義理の姉と弟間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の

低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積383㎡に個人住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。ただ、申請地は許可を得ないで建設会社へ資材置場として貸していた経緯があり、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は、許可後速やかに着工され、令和3年3月31日までを予定されており、許可後は、目的どおり転用されることを確認致しております。

15番は、伯母と甥間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積252㎡に個人住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。ただ、申請地は許可を得ないで建設会社へ資材置場として貸していた経緯があり、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は、許可後速やかに着工され、令和3年3月31日までを予定されており、許可後は、目的どおり転用されることを確認いたしております。

16番は、祖父と孫間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積470㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後速やかに着工され、令和3年3月31日までを予定されており、許可後は、目的どおり転用されることを確認致しております。

以上11件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお

願いたします。

議長 　　ただいま、6番から16番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

#### 18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

17番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、宅地建物取引業を営む法人が、農地を所有権移転し建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積2,615.92㎡に木造2階建て住宅10棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前審査済みとのことです。工事計画は、令和2年6月1日から令和3年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番と19番は関連で、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て9棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前審査済みとのことです。工事期間は、許可日から令和3年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は、保育所を営む法人が所有権移転による駐車場への転用許



可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に従業員及び来客者用の乗用車17台分の駐車場を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可日から令和2年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、17番から20番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

#### 19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

21番から23番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番、22番は関連です。太陽光発電システムの製造、販売等を営む法人が申請地に地上権を設定し太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地2筆に計1,442㎡に太陽光発電パネル360枚を設置するもので、転用面積としては妥当な面積と思われます。工事費、部材費など、必要な資金について、添付の残高証明書により確認しております。また、造成中の土砂の流出や崩壊、転用後における周辺農地への被害等につきましてもないものと思われます。工期は、許可日から令和3年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番は、個人住宅建築のための使用貸借権設定の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、

申請地 499 m<sup>2</sup>を建築面積 157.33 m<sup>2</sup>の住宅 1 棟のほか通路部分として利用される計画です。転用面積として妥当であると判断しました。造成費、建築費など必要な資金については、融資証明書及び残高証明書の添付により確認しております。また、被害防除等対策も取られており、造成中の土砂の流出、崩壊、転用後の周辺農地への被害等はないものと思われます。工期は、許可日から令和 3 年 3 月 30 日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、転用許可と併せて開発許可が必要となりますが、事前審査の回答は得られております。

以上 3 件、先の地区委員会において、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも許可基準を満たしているものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、21 番から 23 番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24 番。

#### 20 番 内田政憲委員

20 番委員、内田です。

24 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

24 番は、農業用資材置場のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha 未満の小集団の農地の区域内にある農地で第 2 種農地と判断されます。申請地は、平成 7 年頃から当事者間で貸し借りされ、園芸用資材、農機具などの保管場所として利用してこられたということで、申請人も十分反省されており、始末書も頂いております。これまで、転用による周辺農地への影響も見られず、また、転用面積につきましては、現在の土地利用状況から見て妥当な面積ではないかと判断いたします。

さきの地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしているものと協議いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、24 番について地元より報告がございました。この件に

ついて何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第4号議案、土地改良法第3条による資格証明願、1  
件でございます。地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願い  
します。

それでは、1番、お願いします。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、海路口町の地内での県営土地改良事業（農業用排水施設）  
に伴う参加資格の証明願です。先日の地区委員会におきまして、受益  
地及び参加申出の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委  
員会で承認しております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件に  
ついて何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたしま  
す。

続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につ  
きましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集  
積計画（2号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細15ページの1番から30ペー  
ジの39番までの合計39件で、1番から5番までの5件が公社からの  
売渡し、6番から39番までの34件が公社による買取りです。面積  
は39件合わせまして、田7万2,349.95㎡、畑1万4,430  
㎡、農業用施設用地390㎡の合計8万7,169.95㎡で、売  
買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細30ページの40番から

42ページの86番までの合計47件で、契約期間別では、6年未満が33件、6年以上10年未満が2件、10年以上が12件で、面積は47件合わせまして、田8万4,383㎡、畑5万7,792㎡の、合計14万2,175㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、露地野菜、施設野菜、麦、飼料作物、その他レンコンです。

次に、再設定分です。明細42ページの87番から53ページの118番までの合計32件で、契約期間別では、6年未満が20件、10年以上が12件で、面積は32件合わせまして、田10万4,995㎡、畑2万3,461㎡の、合計12万8,456㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、飼料作物、露地野菜、施設野菜、果樹、花卉です。

続きまして、第6号議案です。

55ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細56ページの1番から63ページの20番までで、契約期間別では、6年未満が10件、10年以上が10件で、面積は20件合わせまして、田5万9,592㎡、畑4,987㎡の、合計6万4,579㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたし

ます。

それでは、1番、お願いします。

#### 8番 角居登委員

8番委員、角居です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の4第1項贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻を作付されている農家で、対象農地8筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付には何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
続きまして、2番。

#### 20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

2番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の願出人は、水稻、スイカを栽培されている専業農家で、対象農地21筆については、農地として適正な管理、耕作が行われていることをから地元委員が確認しており、先の地区委員会におきまして、証明書の交付について何ら問題ないものとの協議結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、2番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたしま

す。

続きまして、第8号議案、非農地証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

#### 8番 角居登委員

8番委員。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地は、以前より宅地として利用していましたが、住居建て替えの際に、農地であることが判明しました。申請地の建物の登記簿謄本及び固定資産証明書により、昭和26年には住宅が建築されたことが証明されております。このことから、「昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地」と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きまして、2番。

#### 20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

2番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

願出地については、以前から宅地として利用され、現在に至っており、今般、名義変更手続を行う際に、地目が農地であることに気づかれたそうです。今回の願ひ出に対しましては、現地の状況、当時の航空写真のほか、地元住民からの証明などを基に、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であったと判断しました。

先の地区委員会におきまして検討の結果、証明書の交付については何ら問題はないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から11番までの合計148件となっております。件数のみ報告いたします。以上です。

議長 　　以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。  
なお、本総会において議決されました案件につきましては、その事項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

お疲れさまでございました。

事務局 　　ありがとうございました。  
以上で本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。  
これにて閉会いたします。

閉　会　午後4時04分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年5月8日

議 長 森 日出輝

署名委員 橋本 春利

署名委員 角居 登

書 記 織田 洋子